

第 11 回環境・安全・品質マネジメント研究会 例会

日時 平成 16 年 12 月 8 日 (水) 13:30~16:30

場所 愛知産業(株) 講堂

第 1 部 「欧州環境規制の動向と対策」

前在欧日系ビジネス協議会事務局長(経済産業省)

藤井敏彦氏

EU は近年各種の指令や規制を設けて環境重視の政策を展開している。以前は工場規制だったものが最近では製品規制に移っている。この EU 規制は世界レベルでの規制になる潜在性を持っており、製品規制について事実上世界で最も厳しい基準に対応したものと考えるを得ない。この傾向を、環境に不適合な製品を排除しなければならないという観点からの正しい要望と見るべきか、あるいは EU の非関税障壁と見るべきかは判断が分かれるところである。いずれにせよ世界中の企業は製品設計の段階から欧州規制を考慮する必要がある時代に入った。EU 規制には、環境設計指令案 (EuP)、新化学物質規則案 (REACH)、廃電気電子製品リサイクル指令 (WEEE)、さらには、電気電子製品中の特定有害物質使用制限指令 (RoHS) がある。以下、これらについて概観しその影響と対策を述べる。

EuP 指令案はエネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令案であり、電気電子機器、ガス・灯油暖房機器等のエネルギー使用製品について「特定のエコデザイン要求」と「包括的エコデザイン要求」の設定手法を規定し、将来製品毎にいずれか、又は双方を満たすことを EU 域内に製品を上市する事業者が義務づけるものである。なお、我が国では「資源有効利用促進法」があり、既に実施されて対策もとられている。

REACH 指令案は化学品の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則案であり、事業者当たり年間 1 トン以上製造・輸入される化学物質に対して登録を義務づけ、さらに 10 トン以上の物質については化学安全評価を義務づけるものである。これを加盟国当局が登録内容を評価し、登録者に追加の試験や情報の提出を要求し、発がん性物質など懸念のある物質について、個別用途毎の認可制度を導入するものである。さらに、製造・使用者等はリスクが極めて小さいことなどを証明できない限り、上市・使用を禁止する。この結果、REACH は影響力が極めて大でかつ厳しく、日本はじめ各国産業界が協力しなければ EU に製品を輸出しても採用されなくなる可能性があり特許制度にも似たシステムといえる。

WEEE 指令は廃電気電子製品に関する欧州議会及び理事会指令であり、大型家電製品など交流 1000V、直流 1500V を超えない電圧範囲で使用するよう設計されたほぼ全ての電気電子機器について加盟国は 2005 年 8 月 13 日までに WEEE と一般廃棄物の分別回収を消費者の負担なしに行うシステムを構築し、また生産者は独自に又は共同で WEEE のリサイクルシステムを構築しなければならないとされる。生産者は回収施設以降の WEEE の回収・処理・リサイクル・廃棄等の費用を負担しなければならない。

RoHS 指令は電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令であり、WEEE 指令のカテゴリーのうち大型家電など 10 種目で、使用が制限される物質は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB (polybrominated biphenyls)、PBDE (polybrominated diphenyl ethers) の 6 物質である。RoHS 指令を採択する動きとしては、加盟国及び欧州委員会からなる委員会 (Technical Adaptation Committee) が対象製品、RoHS 閾値について検討を継続しており、加盟各国による実施法制定に向けた検討が継続中である。その結果、2005 年 12 月 13 日までに欧州委員会が提案する予定になっている

結論として、EU の環境政策は EU とのビジネスへの影響という観点からのみならず、

グローバルな影響という観点からもその動向を把握しておくこと、その際、EU の意思決定のプロセスや環境政策に関する EU 独自の考え方、NGO のかわりなどを理解しておくこと、環境規制が工場等の汚染源対策から製品自体へと広がってきており、EU 向けの製品輸出の際に新たな対応が必要になるケースが今後増える可能性があること、対応に一定期間を有することなどを考慮すれば早い段階から EU の新しい環境政策の動向を把握し将来の対応方針を検討すること、などが必要である。

第 2 部 「グローバル化時代の環境経営戦略」

株式会社 日立製作所

産業システム事業部環境ソリューションセンター

担当部長 市川芳明氏

EU の環境規制の RoHS 指令、REACH 指令案、EuP 指令案などがグローバルに世界各国の政策に大きな影響を与えている。EU における製品に対する環境規制の発端は自動車と電気製品のみと考えられがちだが、もとをたどれば IPP (Integrated Product Policy) と CPP (Chemical Product Policy) である。即ち、あらゆる工業製品と人との関わり合い、又は環境との関わり合いに原点がある。EU 環境総局での経験からそのあたりの問題と各国の事例について触れ、合わせて企業としての対応戦略について述べる。

製品環境規制の発端になったのは IPP である。これは、ライフサイクル思考を促進し、より環境にやさしい製品の販売促進のために市場を操作し、さらにライフサイクル思考の促進のための情報ツールを提供するものである。その次に、製品化学物質規制の CPP が登場する。OECD (経済協力開発機構) における CPP の取り組みは Television と Packaging のプラスチックについてだった。

次に、EU 環境規制の REACH 指令案と EuP 指令案の留意点を概観する。

REACH 指令案については、「登録要求」は、既存化学物質も含めての登録が必要、登録は物質に対してというより用途に対してである、物質、混合剤だけでなく成型品 (Article) にも適用される。また、「川下ユーザーの義務」として、化学品のサプライヤーが登録した用途と異なる場合はその材料は使用できない。使用するためにはユーザー自らリスクアセスメントが必要である。以上から重要なことは事業者は川下ユーザーからの情報のフィードバックが必要であること、川下の事情に詳しくない企業はビジネスが不利になること、サプライチェーンに沿った情報伝達の仕組みが必要であること、などである。EuP 指令案の留意点については、エコロジカルプロファイルである。これは環境に影響のある製品の特徴や製品のライフサイクルにおける投入と排出の数値に準拠するものであり、定量的かつ測定できるものでなければならない。そこで、「考慮しなければならないライフステージ」としては、資源採取、製造、梱包、物流、据付け、保守、使用などであり、「考慮しなければならない環境側面」として、原材料、エネルギー、水などの資源の消費、大気、水、土壌への排出、振動騒音、放射、電磁場などの物理的効果による環境汚染、廃棄物の生成、素材のリユース、リサイクル、熱回収の可能性などが挙げられる。以上から、エコロジカルプロファイルはさらに高度な製品環境ポリシーに発展しており、我が国としても早期に準備することが必要である。

次に、各国の環境規制の事例について述べる。

米国についてはカリフォルニア州法で Proposition 65 (1988 年 2 月発効) がある。これは有害性のある物質が人体に暴露する可能性がある場合、メーカーが警告責任を負うことになっている。中国については中国版 RoHS がある。これはあらゆる電機製品ではなく電子情報通信機器のみに絞られる。日本については法制化傾向として JEITA、JEMA、NEDO ほかが中心となって DfE 新法 (リサイクル法改正)、化審法改正などが検討されている。

最後に、企業としての対応戦略として早急に対処すべき課題は、「顧客からのグリーン調達への対応」として、突然の顧客要求への即応体制の確立、法規制の動向を予測した先手管理、多業務部門における情報の共有と流通、であり、「グローバルな環境リスクマネジメントの実現」として、海外生産拠点の統括管理、サプライヤを含めたリスク管理、いざというときのための仕組みの確立、である。

(編集：平沢広光)

